

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年2月27日(2014.2.27)

【公表番号】特表2013-518669(P2013-518669A)

【公表日】平成25年5月23日(2013.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2013-026

【出願番号】特願2012-552022(P2012-552022)

【国際特許分類】

A 6 1 M 21/02 (2006.01)

A 6 3 H 3/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 21/00 3 2 0

A 6 3 H 3/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年1月9日(2014.1.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の積極的な順応を促進することにおける使用のためのキットであって、該キットは

、  
複数のモジュールユニットであって、各モジュールユニットは、特定のストレス症状に対処するためのインストラクションを含む、複数のモジュールユニットと、

移行対象と

を含み、

該移行対象は、該モジュールユニットのうちの1つを受け取り、かつ該モジュールユニット上の該インストラクションを該患者に送達するモジュールユニットレシーバーを有する、キット。

【請求項2】

前記複数のモジュールユニットは、プリントされたしるしを有する複数のカードを含み、前記モジュールユニットレシーバーは、前記移行対象内のキャビティを含み、該キャビティは、該カードのうちの1つ以上を物理的に格納するように適合されている、請求項1に記載のキット。

【請求項3】

前記複数のモジュールユニットは、複数の電子記憶媒体を含み、各電子記憶媒体は、前記モジュールユニットレシーバーへインストラクションを伝送するための送信器を含み、該モジュールユニットレシーバーは、該電子記憶媒体によって伝送された該インストラクションを読み取るための受信デバイスを含む、請求項1に記載のキット。

【請求項4】

前記移行対象は、デジタルオーディオ再生デバイスをさらに含む、請求項3に記載のキット。

【請求項5】

前記移行対象は、電子ユーザーインターフェースおよびディスプレイスクリーンをさらに含む、請求項3に記載のキット。

【請求項6】

前記複数の電子記憶媒体は、複数のカートリッジを含み、前記受信デバイスは、カートリッジスロットを含む、請求項 3 に記載のキット。

【請求項 7】

対処ツールが、前記移行対象内に格納されるような大きさを有する、請求項 6 に記載のキット。

【請求項 8】

積極的な順応を促進するためのシステムであって、該システムは、  
移行対象および複数のモジュールユニットであって、各モジュールユニットは、特定のストレス症状に対処するためのインストラクションを含む、移行対象および複数のモジュールユニットと、

患者によって体験されているストレス症状を識別するための手段と、  
該識別されたストレス症状に対処するためのインストラクションを有するモジュールユニットを選択するための手段であって、該選択されたモジュールユニットは該移行対象内に挿入されるように構成されている、手段と、

該移行対象を用いて、該選択されたモジュールユニット上の該インストラクションを該患者に送達するための手段と

を含む、システム。

【請求項 9】

前記モジュールユニットは、前記移行対象のキャビティ内に物理的に配置される、請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 10】

前記移行対象内の前記選択されたモジュールユニットは、該移行対象のスロット内に挿入されるように構成された電子記憶媒体を含む、請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 11】

各モジュールユニットは、カードを含む、請求項 8 に記載のシステム。

【請求項 12】

前記選択されたモジュールユニット上の前記インストラクションを前記患者に送達するための手段は、前記カードを有する前記移行対象を該患者に与えるための手段を含む、請求項 11 に記載のシステム。

【請求項 13】

各モジュールユニットは、電子記憶媒体に格納されている、請求項 8 に記載のシステム

。

【請求項 14】

前記選択されたモジュールユニット上の前記インストラクションを前記患者に送達するための手段は、前記移行対象の中に挿入されるように構成された電子記憶媒体と、オーディオ記録を再生するための手段とを含む、請求項 13 に記載のシステム。

【請求項 15】

前記患者がストレス症状に対処することを助ける介護者に対するインストラクションを有するモジュールユニットを選択するための手段をさらに含む、請求項 8 に記載のシステム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、例えば、以下を提供する：

(項目 1)

患者の積極的な順応を促進することにおける使用のためのキットであって、該キットは

複数のモジュールユニットであって、各モジュールユニットは、特定のストレス症状に対処するためのインストラクションを含む、複数のモジュールユニットと、

移行対象と

を含み、

該移行対象は、該モジュールユニットのうちの1つを受け取り、かつ該モジュールユニット上の該インストラクションを該患者に送達するモジュールユニットレシーバーを有する、キット。

(項目2)

前記複数のモジュールユニットは、プリントされたしるしを有する複数のカードを含み、前記モジュールユニットレシーバーは、前記移行対象内のキャビティを含み、該キャビティは、該カードのうちの1つ以上を物理的に格納するように適合されている、項目1に記載のキット。

(項目3)

前記複数のモジュールユニットは、複数の電子記憶媒体を含み、各電子記憶媒体は、前記モジュールユニットレシーバーへインストラクションを伝送するための送信器を含み、該モジュールユニットレシーバーは、該電子記憶媒体によって伝送された該インストラクションを読み取るための受信デバイスを含む、項目1に記載のキット。

(項目4)

前記移行対象は、デジタルオーディオ再生デバイスをさらに含む、項目3に記載のキット。

(項目5)

前記移行対象は、電子ユーザーインターフェースおよびディスプレイスクリーンをさらに含む、項目3に記載のキット。

(項目6)

前記複数の電子記憶媒体は、複数のカートリッジを含み、前記受信デバイスは、カートリッジスロットを含む、項目3に記載のキット。

(項目7)

対処ツールが、前記移行対象内に格納されるような大きさを有する、項目6に記載のキット。

(項目8)

積極的な順応を促進する方法であって、該方法は、

患者に、移行対象および複数のモジュールユニットを提供するステップであって、各モジュールユニットは、特定のストレス症状に対処するためのインストラクションを含む、ステップと、

該患者によって体験されているストレス症状を識別するステップと、

該識別されたストレス症状に対処するためのインストラクションを有するモジュールユニットを選択するステップと、

該選択されたモジュールユニットを該移行対象内に挿入するステップと、

該移行対象を用いて、該選択されたモジュールユニット上の該インストラクションを該患者に送達するステップと

を含む、方法。

(項目9)

前記モジュールユニットを前記移行対象内に挿入するステップは、前記移行対象のキャビティ内に、該モジュールユニットを物理的に配置するステップを含む、項目8に記載の方法。

(項目10)

前記選択されたモジュールユニットを前記移行対象内に挿入するステップは、電子記憶媒体を、該移行対象のスロット内に挿入するステップを含む、項目8に記載の方法。

(項目11)

各モジュールユニットは、カードを含む、項目8に記載の方法。

(項目12)

前記選択されたモジュールユニット上の前記インストラクションを前記患者に送達するステップは、カードを有する前記移行対象を該患者に与えることを含む、項目11に記載の方法。

(項目13)

各モジュールユニットは、電子記憶媒体に格納されている、項目8に記載の方法。

(項目14)

前記選択されたモジュールユニット上の前記インストラクションを前記患者に送達するステップは、前記移行対象の中に電子記憶媒体を挿入することと、オーディオ記録を再生することとを含む、項目13に記載の方法。

(項目15)

前記患者がストレス症状に対処することを助ける介護者に対するインストラクションを有するモジュールユニットを選択するステップをさらに含む、項目8に記載の方法。

(要約)

出願人は、深刻な疾患、外傷性傷害、および他のストレスの体験に関連付けられたストレス要因に対処するキットおよび方法を開発した。キットおよび方法論は、例えば、子供および彼らの家族の深刻な疾患の診断および治療への積極的な順応を促進するためのツールとして使用され得る。キットおよび方法論は、具体的なストレスに対して適合され得る。子供に対する適切な補助器具を開発的に利用する。補助器具は、モジュールユニットの形で提供され得、各モジュールユニットが、具体的なストレスに対処するように設計される。ここで使用されるような用語「モジュールユニット」は、ストレスに対処する方向のための具体的なインストラクションを載せる物体または媒体を指す。本発明に従うモジュールユニットは、プリントされた媒体、例えばカードを含み得、ただし、それらに限定されない。代替的には、本発明に従うモジュールユニットは、電子記憶媒体、例えば、メモリスティック、カートリッジおよびディスクを含み得る。